

# II 適用初年度における見積りは補足文書を確認 グローバル・ミニマム課税対応 の会計実務ポイント

EY新日本有限責任監査法人  
公認会計士

大竹 勇輝

Erosion and Profit Shifting)」において、当該枠組みの各参加国により第1の柱「市場国への新たな課税権の配分」とともに、第2の柱「グローバル・ミニマム課税」について合意が行われた。

グローバル・ミニマム課税は、法人税の国際的な引下げ競争に歯止めをかけ、税制面における企業間の公平な競争条件を確保するため、国際的に合意されたものであり、一定の要件を満たす多国籍企業グループ等の国別の利益に対して最低15%の法人税を負担させることを目的としている。具体的には、国・地域別の実効税率(ETR)を計算し、これが基準税率(15%)に満たない国・地域における対象所得に対する租税負担が15%に達するまでトップ・アップ税額の課税を行うものである。

また、当該課税ルールには、所得合算ルール(Income Inclusion Rule (IIR))、軽課税所得ルール(Undertaxed Profits Rule (UTPR))および国内ミニマム課税(Qualified Domestic Minimum Top-up Tax (QDMTT))の3つのルールがある。これらのルールの具体的な内容およびイメージは図表1に記載のとおりである。なお、後述

## 【この章のエッセンス】

●在外孫会社が軽課税国に所在しているものの、当該在外孫会社自身またはその親会社である中間子会社から、最終親会社が従来連結財務諸表作成にあたって入手している以上の詳細な孫会社に関する情報を入手できない場合には、補足文書に記載の見積りの例も参考にすることが考えられる。

●財務諸表作成時点においてグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の算定のために必要な情報を入力している場合にも、補足文書に記載の見積りの一例の方法を用いることは想定していないと考えられることには留意が必要である。

●一部の国ではすでにUTPRおよびQDMTTが法制化されており、在外子会社でこれらの税金が課される場合、2025年3月期の決算において、グローバル・ミニマム課税に係る当期税金について、連結財務諸表上、法人税等を示す科目に表示することが考えられる。

## はじめに

本章では、3月決算会社が2025年3月期の年度決算を行うにあたって、わが国において2024年4月1日以後開始する事業年度から適用されるグローバル・ミニマム課税制度ならびにわが国以外の国・地域

## グローバル・ミニマム課税制度の概要

### (1) 制度の概要

2021年10月に経済協力開発機構(OECD)／主要20カ国・地域(G20)の「BEPS包摂的枠組み(Inclusive Framework on Base